

大口町勤労者協議会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内勤労者の生活向上及び福祉増進並びに会員相互の交流を図るため、団体の事業活動に対して大口町勤労者協議会事業補助金を交付することについて、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象団体は、大口町勤労者協議会（以下「勤労者協議会」という。）とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

2 前項に掲げる補助対象事業を同一年度内に各1回以上実施しなければ、当該事業を補助の対象としない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第5条 勤労者協議会は、補助金の交付を受けようとするときは規則第5条に規定する補助金等交付申請書に事業計画書、収支予算書を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、書類等の審査により補助金を交付すべきものと決定したときは、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書により勤労者協議会へ通知するものとする。

(補助金の概算払)

第7条 勤労者協議会は、補助対象事業の執行に当たり補助金の交付を必要とする

ときは、概算払により補助金の全額を請求することができる。

2 町長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 勤労者協議会は、補助金の交付決定後、補助事業の内容等を大幅に変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ町長に協議しなければならない。

2 勤労者協議会は、前項の変更等により、交付決定を受けた補助金の額に著しい増減が生じたときは、第5条に準じた変更交付申請を行わなければならない。

3 町は、前項の変更交付申請が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、第6条に準じた変更交付決定を行うものとする。

(実績報告)

第9条 勤労者協議会は、補助事業が完了したときは速やかに規則第10条に規定する補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)に事業報告書、収支決算書等を添えて町長に提出しなければならない。

(額の確定及び精算)

第10条 町長は、勤労者協議会から前条に定める実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

2 勤労者協議会は、前項の確定した補助金額により、概算払で交付を受けた補助金を精算するものとする。

3 勤労者協議会は、補助金額の確定の結果、既に支払いを受けた補助金に不足が生じたときは、差額分を町に請求することができる。

(決定の取消)

第11条 町長は、勤労者協議会が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金の交付がされているときは、補助事業の当該取り消しに係る部

分に関し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成26年12月22日 大口町告示第98号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1) 職場環境 改善事業	勤労者協議会が負担する労働者集会の開催経費	100%
(2) 余暇活動 支援事業	会員の親睦を図るため、勤労者協議会が実施する文化及び体育活動に要する次の経費 ア 視察研修旅行等に伴う経費（宿泊を伴うものは除く） イ スポーツ大会等の開催に伴う経費 ウ コンサート、観劇、スポーツ観戦等に伴う経費 エ その他町長が必要と認める経費	50%以内

※ 補助金の算出にあたり100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。